

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
3	<p>1 計画の目的</p> <p>(1) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で <u>地域主権時代</u>を切り拓く」との「<u>はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン</u>」における都市経営の理念，SDGsの達成などを踏まえ，ウイズコロナ社会，アフターコロナ社会においても，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p>	<p>1 計画の目的</p> <p>(1) 世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で <u>未来</u>を切り拓く」との「<u>はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025</u>」における都市経営の理念，SDGsの達成などを踏まえ，ウイズコロナ社会，アフターコロナ社会においても，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p>	<p>京プラン 2025 を策定に よる修正</p>				
6	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>1 京都市</p> <table border="1" data-bbox="208 884 1084 1126"> <tr> <td data-bbox="208 884 380 1126">京都市</td> <td data-bbox="380 884 1084 1126"> <p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難の勧告又は指示</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	京都市	<p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難の勧告又は指示</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>1 京都市</p> <table border="1" data-bbox="1115 884 1991 1126"> <tr> <td data-bbox="1115 884 1288 1126">京都市</td> <td data-bbox="1288 884 1991 1126"> <p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難情報の発令</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	京都市	<p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難情報の発令</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正</p>
京都市	<p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難の勧告又は指示</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p>						
京都市	<p>(略)</p> <p>(7) 地震による被害の調査報告と災害広報</p> <p>(8) <u>避難情報の発令</u></p> <p>(9) 災害の防除と拡大の防止</p> <p>(略)</p>						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
7	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="208 400 1084 691"> <tr> <td data-bbox="208 400 378 691">京都 地方気象台</td> <td data-bbox="378 400 1084 691"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u></li> <li>(2) <u>津波予報の発表及び通知</u></li> <li>(3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u></li> <li>(4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u></li> <li>(2) <u>津波予報の発表及び通知</u></li> <li>(3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u></li> <li>(4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u></li> </ul>	<p>第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1115 400 1991 834"> <tr> <td data-bbox="1115 400 1285 834">京都 地方気象台</td> <td data-bbox="1285 400 1991 834"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></li> <li>(2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></li> <li>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></li> <li>(4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></li> <li>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></li> <li>(2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></li> <li>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></li> <li>(4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></li> <li>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></li> </ul>	取組の大綱の修正
京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u></li> <li>(2) <u>津波予報の発表及び通知</u></li> <li>(3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u></li> <li>(4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u></li> </ul>						
京都 地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></li> <li>(2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></li> <li>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></li> <li>(4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></li> <li>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></li> </ul>						
11	<p>エ 観光客の分布</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。</p>	<p>エ 観光客の分布</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。<u>（※なお、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の調査は行っていない。）</u></p>	時点修正				

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由						
16	<p>2 社会的特性 (略)</p> <p>(3) 文化財の分布</p> <p>非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。<u>平成30</u>年4月1日現在、市内の重要文化財は<u>1,879</u>件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは<u>212</u>件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。</p>	<p>2 社会的特性 (略)</p> <p>(3) 文化財の分布</p> <p>非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。<u>令和3</u>年4月1日現在、市内の重要文化財は<u>1,889</u>件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは<u>216</u>件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。</p>	時点修正						
21	<p>京都盆地とその周辺地域の主な地震被害</p> <table border="1" data-bbox="208 786 1055 983"> <tr> <td data-bbox="208 786 365 983">2018年 6月18日</td> <td data-bbox="365 786 533 983">大阪北部 の地震</td> <td data-bbox="533 786 1055 983">(京都市内被害等) 最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)</td> </tr> </table>	2018年 6月18日	大阪北部 の地震	(京都市内被害等) 最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)	<p>京都盆地とその周辺地域の主な地震被害</p> <table border="1" data-bbox="1115 786 1962 983"> <tr> <td data-bbox="1115 786 1272 983">2018年 6月18日</td> <td data-bbox="1272 786 1440 983">大阪北部 の地震</td> <td data-bbox="1440 786 1962 983">(京都市内被害等) 最大震度5強を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)</td> </tr> </table>	2018年 6月18日	大阪北部 の地震	(京都市内被害等) 最大震度5強を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)	震度の修正
2018年 6月18日	大阪北部 の地震	(京都市内被害等) 最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)							
2018年 6月18日	大阪北部 の地震	(京都市内被害等) 最大震度5強を中京区、西京区、伏見区で観測した。 (略)							
86	<p>1 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）を受け、地震災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、第1次京都府地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）、第2次五箇年計画（平成13～17年度）、第3次五箇年計画（平成18～22年度）、第4次五箇年計画（平成23～27年度）<u>(追記)</u>を策定し、地震防災上、緊急性の高い施設等の整備を推進してきた。今後は、これまでの計画の進捗状況等を踏まえて京都府知事が新たに策定する第<u>5</u>次京都府地震防災緊急事業五箇年計画</p>	<p>1 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）を受け、地震災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、第1次京都府地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）、第2次五箇年計画（平成13～17年度）、第3次五箇年計画（平成18～22年度）、第4次五箇年計画（平成23～27年度）、<u>第5次五箇年計画（平成28～令和2年度）</u>を策定し、地震防災上、緊急性の高い施設等の整備を推進してきた。今後は、これまでの計画の進捗状況等を踏まえて京都府知事が新たに策定する第<u>6</u>次京</p>	地震防災緊急事業五箇年計画の更新による修正						

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>（平成28～32年度）に基づき、引き続き事業を推進し、地震防災対策の充実・強化を図る。</p>	<p>都府地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）に基づき、引き続き事業を推進し、地震防災対策の充実・強化を図る。</p>	
96	<p>(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課）</p> <p>ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定</p> <p>平成29年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改定し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。</p> <p>診断結果の報告期限である令和3年12月31日までに、対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。</p>	<p>(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課）</p> <p>ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定</p> <p>令和3年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改定し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。</p> <p>診断結果の報告期限である令和5年3月31日までに、対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。</p>	時点修正
101	<p>(5) 土砂災害防止法による（追記）開発行為の規制等</p> <p>土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築のための（追記）開発行為は京都府知事が許可したものに限るとともに、居室（居住、執務、作業等のために使用する室）を有する建築物については建築確認の制度の適用を行い、また、特別警戒区域から安全な区域への移転に対しては融資、資金の確保等の支援措置を講じることにより、土砂災害に対する安全性の確保を図る。</p>	<p>(5) 土砂災害防止法による特定開発行為の規制等</p> <p>土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為は京都府知事が許可したものに限るとともに、居室（居住、執務、作業等のために使用する室）を有する建築物については建築確認の制度の適用を行い、また、特別警戒区域から安全な区域への移転に対しては融資、資金の確保等の支援措置を講じることにより、土砂災害に対する安全性の確保を図る。</p>	土砂災害防止法に基づく名称による修正
104	<p>6 共同溝、電線共同溝の施設等の整備</p> <p>（略）</p> <p>(1) 共同溝整備計画（建設局道路環境整備課）</p>	<p>6 共同溝、電線共同溝の施設等の整備</p> <p>（略）</p> <p>(1) 共同溝整備計画（建設局道路河川管理課）</p>	担当の修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
104	<p>※ 無電柱化事業（建設局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3期電線類地中化計画の推進（平成7～10年度）</li> <li>○ 新電線類地中化計画の推進（平成11～15年度）</li> <li>○ 無電柱化推進計画の推進（平成16～20年度）</li> <li>○ 無電柱化候補路線における事業の推進（平成21～<u>25</u>年度）</li> </ul> <p><u>（追記）</u></p>	<p>※ 無電柱化事業（建設局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3期電線類地中化計画の推進（平成7～10年度）</li> <li>○ 新電線類地中化計画の推進（平成11～15年度）</li> <li>○ 無電柱化推進計画の推進（平成16～20年度）</li> <li>○ 無電柱化候補路線における事業の推進（平成21～<u>30</u>年度）</li> </ul> <p><u>○ 「今後の無電柱化の進め方」実施計画（平成31年度～）</u></p>	<p>実施計画の追記</p>
104	<p>5 道路情報提供装置の整備</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害防除事業（令和<u>元</u>年度：一般国道162号ほか <u>15</u>路線）</li> </ul>	<p>5 道路情報提供装置の整備</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害防除事業（令和 <u>2</u>年度：一般国道162号ほか <u>11</u>路線）</li> </ul>	<p>時点修正</p>
105	<p>4-2 河川施設等の防災対策</p> <p>2 農林施設の防災対策</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課）</p> <p>市内総数112箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点 <u>（追記）</u> ため池に選定されている <u>25</u> 箇所 <u>（追記）</u> については、改修や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点 <u>（追記）</u> ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を管理者等に指導する。</p>	<p>4-2 河川施設等の防災対策</p> <p>2 農林施設の防災対策</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課）</p> <p>市内総数112箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点 <u>農業用</u> ため池に選定されている <u>24</u> 箇所 <u>のうち受益地が市外にある2箇所を除く22箇所</u> については、改修や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点 <u>農業用</u> ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を管理者等に指導する。</p>	<p>防災重点ため池の名称変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行				修 正 案				修正理由
105	○防災重点 <u>(追記)</u> ため池一覧 (25 箇所)				○防災重点 <u>農業用</u> ため池一覧 (24 箇所)				時点修正
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
	小池	北区上賀茂本山	薬師谷池	西京区大原野灰方町	小池	北区上賀茂本山	薬師谷池	西京区大原野灰方町	
	権土池	左京区岩倉上蔵町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	権土池	左京区岩倉上蔵町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	
	飛弾池	左京区岩倉長谷町	米谷池	西京区大原野南春日町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	米谷池	西京区大原野南春日町	
	とどき池	左京区岩倉花園町	千原池	西京区大原野南春日町	とどき池	左京区岩倉花園町	千原池	西京区大原野南春日町	
	大沢池	右京区嵯峨大沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	
	広沢池	右京区嵯峨広沢町	宮池	西京区大原野南春日町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	宮池	西京区大原野南春日町	
	西ヶ谷池	右京区嵯峨越畑桃原	<u>奥ノ新池</u>	<u>伏見区日野谷寺町</u>	<u>西ヶ谷池</u> <u>(※)</u>	右京区嵯峨越畑桃原	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	桃原池	右京区嵯峨檜原西桃原			<u>桃原池</u> <u>(※)</u>	右京区嵯峨檜原西桃原			
	奥野池	右京区京北漆谷町谷北			奥野池	右京区京北漆谷町谷北			
	<u>(※) 受益地が市外にあるため、市外農家団体等で対応。</u>								

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
106	<p>(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等 (略)</p> <p>※ 防災に関するパンフレット、<u>防災マップ</u>の配布（行財政局，消防局ほか）</p> <p>※ 市民しんぶんの発行（総合企画局） (略)</p>	<p>(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等 (略)</p> <p>※ 防災に関するパンフレット、<u>ハザードマップ等</u>の配布（行財政局，消防局ほか）</p> <p>※ 市民しんぶんの発行（総合企画局） (略)</p>	<p>名称の修正</p>
108	<p>5 市職員に対する防災教育</p> <p>(2) 市職員に対する防災教育（各局，行財政局防災危機管理室，消防局（総務課，市民安全課，<u>救急課</u>））</p>	<p>5 市職員に対する防災教育</p> <p>(2) 市職員に対する防災教育（各局，行財政局防災危機管理室，消防局（総務課，市民安全課，<u>技術指導課</u>））</p>	<p>担当の修正</p>
109	<p>1-2 <u>防災行動力</u>の向上</p> <p>■ 基本方針 (略)</p> <p>1 <u>(追記)</u> 総合防災訓練（行財政局防災危機管理室，各局，<u>区役所</u>） <u>震災</u>による被害の発生は京都市域にとどまらないことから，京都府内において大規模な地震が発生した場合を想定し，<u>京都府，京都府警察等と連携し，市民，防災・ライフライン関係機関の参加の下，総合的な避難，消火，救出・救護，ライフライン復旧訓練等を実施する。</u></p> <p><u>また，市民や自主防災組織等との連携強化のための訓練，勤務時間外に地震が発生したという想定の下での非常参集訓練，さらに，区レベルでは震災初期における避難や救出・救護，避難所の開設・運営等の訓練を区内の自主防災組織，事業所等の参加の下実施する。</u></p>	<p>1-2 <u>災害対応力</u>の向上</p> <p>■ 基本方針 (略)</p> <p>1 <u>市</u>総合防災訓練（行財政局防災危機管理室，各局，<u>防災関係機関</u>） <u>災害</u>による被害の発生は京都市域にとどまらないことから，京都府内において大規模災害が発生した場合を想定し，<u>京都市関係部局，防災関係機関（京都府，京都府警察本部，自衛隊，医療・ライフライン関係機関等）との連携による災害対応力の向上を目的とした訓練を実施する。</u></p>	<p>市総合防災訓練の実施形態の修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
109	<p>※京都市総合防災訓練</p> <p>○訓練の内容（例）</p> <p>ア <u>通信訓練</u></p> <p>イ <u>災害対策本部（訓練本部）運用訓練</u></p> <p>ウ <u>初期消火訓練</u></p> <p>エ <u>救助・救急・消火訓練</u></p> <p>オ <u>避難誘導訓練</u></p> <p>カ <u>避難所開設・運営訓練</u></p> <p>キ <u>医療救護訓練</u></p> <p>ク <u>救援物資搬送訓練</u></p> <p>ケ <u>応急給水訓練</u></p> <p>コ <u>炊き出し訓練</u></p> <p>サ <u>都市施設応急復旧訓練</u></p> <p>シ <u>その他</u></p> <p>○訓練の実施時期は、<u>防災週間中（8月30日～9月5日）の土曜日又は日曜日とする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>※京都市総合防災訓練</p> <p>○訓練の内容（例）</p> <p>ア <u>被害状況確認訓練</u></p> <p>イ <u>救出救護訓練</u></p> <p>ウ <u>ライフライン復旧訓練</u></p> <p>エ <u>火災対応訓練</u></p> <p>オ <u>その他</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（略）</p>	<p>市総合防災訓練の実施形態の修正</p>
114	<p>3 生涯学習総合センター等における防災啓発</p> <p>(1) 生涯学習総合センター等における防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部）</p> <p>防災やボランティア活動等に関するビデオの<u>放映、貸出し等を通じ、児童生徒</u>、市民に対する防災啓発を推進する。</p>	<p>3 生涯学習総合センター等における防災啓発</p> <p>(1) 生涯学習総合センター等における防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部）</p> <p>防災やボランティア活動等に関するビデオの<u>貸出しや講演会等を通じ</u>、市民に対する防災啓発を推進する。</p>	<p>啓発対象の修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(2) 中央図書館等における防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部） 防災に関する図書の展示，貸出し等を通じ，児童生徒，市民に対する防災啓発を推進する。</p> <p>(3) 青少年科学センターにおける防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部） 地震の揺れを体験できる展示品「地震体験マシン」等を通じて，地震に関する知識を児童生徒等に広め，防災啓発を推進する。</p>	<p>(2) 中央図書館等における防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部） 防災に関する図書の展示，貸出し等を通じ，児童生徒，市民に対する防災啓発を推進する。</p> <p>(3) 青少年科学センターにおける防災啓発（教育委員会事務局生涯学習部） 地震の揺れを体験できる展示品「地震体験マシン」等を通じて，地震に関する知識を児童生徒等に広め，防災啓発を推進する。</p>	
116	<p>1-2 公共施設の防災機能の強化 2 各施設の防災機能の整備・検討 ※(1) 各局所管の公共施設の防災機能の強化（<u>行財政局資産活用推進室</u>，教育委員会事務局各所属，保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室，育成推進課，子ども家庭推進課，幼保総合支援室），その他関係各局）</p>	<p>1-2 公共施設の防災機能の強化 2 各施設の防災機能の整備・検討 ※(1) 各局所管の公共施設の防災機能の強化（<u>行財政局資産イノベーション推進室</u>，教育委員会事務局各所属，保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局（はぐくみ創造推進室，育成推進課，子ども家庭推進課，幼保総合支援室），その他関係各局）</p>	担当の修正
117	<p>2 災害対策本部運用体制の整備 (1) 市災害対策本部<u>設置</u>マニュアルの習熟（行財政局防災危機管理室等） 行財政局防災危機管理室等は，地震発生後，市災害対策本部事務局として，迅速な情報収集，指示，調整を行うため，本部室等の配置，情報機器の設置，関係機関との初期情報交換等緊急に行うべき事項について，市災害対策本部<u>設置</u>マニュアル等により，災害対策本部設置訓練等を通じて初動要員への習熟を図る。</p>	<p>2 災害対策本部運用体制の整備 (1) 市災害対策本部<u>運用</u>マニュアルの習熟（行財政局防災危機管理室等） 行財政局防災危機管理室等は，地震発生後，市災害対策本部事務局として，迅速な情報収集，指示，調整を行うため，本部室等の配置，情報機器の設置，関係機関との初期情報交換等緊急に行うべき事項について，市災害対策本部<u>運用</u>マニュアル等により，災害対策本部設置訓練等を通じて初動要員への習熟を図る。</p>	名称の修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
121	<p style="text-align: center;">（京都市域の地震観測点）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">地震観測点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北 区</td> <td>紫竹</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>中川</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	地震観測点		1	北 区	紫竹	2		中川	3	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">（京都市域の地震観測点）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="2">地震観測点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>北 区</td> <td>大宮西脇台町</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>中川</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	地震観測点		1	北 区	大宮西脇台町	2		中川	3	(略)	(略)	<p>震度計の設置場所の変更による修正</p>
No.	地震観測点																										
1	北 区	紫竹																									
2		中川																									
3	(略)	(略)																									
No.	地震観測点																										
1	北 区	大宮西脇台町																									
2		中川																									
3	(略)	(略)																									
125	<p>第4節 広報・広聴体制の整備</p> <p>■ 計画の目的 (略)</p> <p>そのため、各報道機関との連携による情報提供を行うとともに、京都市情報館や京都市防災危機管理情報館を通じた情報提供、携帯電話による緊急速報メールなど多様な手段により市民への情報提供を行い、災害時に市民それぞれが適切な対応を取れるよう条件整備を進める。</p>	<p>第4節 広報・広聴体制の整備</p> <p>■ 計画の目的 (略)</p> <p>そのため、各報道機関との連携による情報提供を行うとともに、京都市情報館や京都市防災ポータルサイトを通じた情報提供、(削除)緊急速報メールなど多様な手段により市民への情報提供を行い、災害時に市民それぞれが適切な対応を取れるよう条件整備を進める。</p>	<p>京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正</p>																								
125	<p>4-1 広報・広聴システムの整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>災害発生時には、市民に対して迅速かつ的確に必要な情報を提供することが大変重要である。また、時間の経過とともに被災者ニーズが変化することも考慮し、効果的な手段を用いて避難所の避難者、在宅被災者、市外の避難者等に対して必要な情報を提供できる広報活動体制を整備する。</p>	<p>4-1 広報・広聴システムの整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>災害発生時には、市民に対して迅速かつ的確に必要な情報を提供することが大変重要である。また、時間の経過とともに被災者ニーズが変化することも考慮し、効果的な手段を用いて避難所の避難者、在宅避難者、市外の避難者等に対して必要な情報を提供できる広報活動体制を整備する。</p>	<p>字句修正</p>																								

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
126	<p>4-2 広報・広聴体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>災害発生後、各局等 <u>(追記)</u> は、所管する災害応急対策に関して関係局、関係機関と調整を行いながら、市民や被災者に対して必要な広報・広聴活動を行うための体制を整備する。</p>	<p>4-2 広報・広聴体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>災害発生後、各局等、<u>区役所</u>は、所管する災害応急対策に関して関係局、関係機関と調整を行いながら、市民や被災者に対して必要な広報・広聴活動を行うための体制を整備する。</p>	<p>担当の修正</p>
126	<p>1 総合的な広報体制の整備</p> <p>災害発生後における災害情報や生活関連情報、救援活動情報等の一般情報、大火災発生等による<u>避難勧告</u>、<u>避難指示（緊急）</u>、（以下本章において「<u>避難勧告等</u>」という）など、市民の生命にかかわる情報を迅速、的確に広報する。</p>	<p>1 総合的な広報体制の整備</p> <p>災害発生後における災害情報や生活関連情報、救援活動情報等の一般情報、大火災発生等による <u>(削除)</u> 避難指示、<u>緊急安全確保</u>（以下本章において「<u>避難情報</u>」という）など、市民の生命にかかわる情報を迅速、的確に広報する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>
126	<p>(1) 一般広報の実施体制の整備（総合企画局 <u>市長公室（広報担当）等</u>） （略）</p> <p>(2) 広報印刷物の発行体制の整備（総合企画局 <u>市長公室（広報担当）等</u>） （略）</p> <p>(3) 障害者等への広報体制の整備（総合企画局 <u>(市長公室（広報担当）</u>、国際化推進室）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所） （略）</p>	<p>(1) 一般広報の実施体制の整備（総合企画局 <u>市長公室広報担当</u>） （略）</p> <p>(2) 広報印刷物の発行体制の整備（総合企画局 <u>市長公室広報担当</u>） （略）</p> <p>(3) 障害者等への広報体制の整備（総合企画局 <u>(市長公室広報担当</u>、国際化推進室）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所） （略）</p>	<p>担当の修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
126	<p>(4) 緊急広報の実施体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所）</p> <p>行財政局防災危機管理室は，大火災発生等による<u>避難勧告等</u>の市民の安全に直接関わる緊急広報を実施するため，放送機関に対する放送要請や，関係機関と連携した広報用ヘリコプター等の協力要請体制を整備する。</p>	<p>(4) 緊急広報の実施体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所）</p> <p>行財政局防災危機管理室は，大火災発生等による<u>避難情報</u>の市民の安全に直接関わる緊急広報を実施するため，放送機関に対する放送要請や，関係機関と連携した広報用ヘリコプター等の協力要請体制を整備する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>
126	<p>2 市民への情報提供体制の整備</p> <p>(1) <u>(追記)</u> 防災ポータルサイト <u>(京都市防災危機管理情報館)</u> の運営（行財政局防災危機管理室） （略）</p> <p>(2) 緊急速報メールの運営（行財政局防災危機管理室）</p> <p>災害時における<u>避難勧告</u>等の緊急情報を，携帯電話により市民や観光客等に伝達するため，NTTドコモの「エリアメール」を平成23年8月から導入し，<u>KDDIとソフトバンクモバイル（当時）による同様の緊急速報メールも平成24年2月から導入している。</u></p> <p>災害発生時には，この緊急速報メールにより市全域や区単位に必要な情報を発信し，住民や観光客等の迅速な避難等に活用していく。</p>	<p>2 市民への情報提供体制の整備</p> <p>(1) <u>京都市</u>防災ポータルサイト <u>(削除)</u> の運営（行財政局防災危機管理室） （略）</p> <p>(2) 緊急速報メールの運営（行財政局防災危機管理室）</p> <p>災害時における<u>避難情報</u>等の緊急情報を，携帯電話により市民や観光客等に伝達するため，NTTドコモの「エリアメール」を平成23年8月から導入，<u>平成24年2月にKDDIとソフトバンクモバイル，令和2年1月に楽天モバイルによる同様の緊急速報メールを導入している。</u></p> <p>災害発生時には，この緊急速報メールにより市全域や区単位に必要な情報を発信し，住民や観光客等の迅速な避難等に活用していく。</p>	<p>京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正及び緊急速報メール運用キャリアの追加による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
127	<p>(4) 多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室）</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(5) きょうと減災プロジェクト（行財政局防災危機管理室） （略）</p>	<p>(4) 多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室）</p> <p><u>(5) 避難情報案内システムの運営（行財政局防災危機管理室）</u> <u>京都市防災ポータルサイトに公開される避難情報にアクセスできない方や、学区等の名称が分からない方向けに、電話（自動音声）により避難情報の発令状況を案内する。</u></p> <p>(6) きょうと減災プロジェクト（行財政局防災危機管理室） （略）</p>	<p>避難情報案内システムの追記</p>
130	<p>第6節 避難応急体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>地震時における大火災の発生等によって避難を要する事態が発生した場合、京都市は、迅速な<u>避難勧告等</u>の発令、伝達を行い、的確な避難誘導や避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図る。</p>	<p>第6節 避難応急体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>地震時における大火災の発生等によって避難を要する事態が発生した場合、京都市は、迅速な<u>避難情報</u>の発令、伝達を行い、的確な避難誘導や避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図る。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>
130	<p>1 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室、区役所、消防局情報指令課等）</p> <p>行財政局防災危機管理室、区役所、消防局情報指令課等は、地震時における大火災等によって避難を要する事態の発生を想定し、<u>避難勧告等</u>の発令計画を基に、時期を逸しない<u>避難勧告等</u>のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。</p>	<p>1 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) <u>避難情報</u>の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室、区役所、消防局情報指令課等）</p> <p>行財政局防災危機管理室、区役所、消防局情報指令課等は、地震時における大火災等によって避難を要する事態の発生を想定し、<u>避難情報</u>の発令計画を基に、時期を逸しない<u>避難情報</u>のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(2) <b>避難勧告等</b>の発令伝達体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所）</p> <p>行財政局防災危機管理室は，地震発生後において<b>避難勧告等</b>が発令された場合を想定し，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。</p> <p>また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における<b>避難勧告等</b>の伝達体制，特に，避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者，乳幼児，傷病者，妊産婦，日本語を解することが困難な外国人等の要配慮者に対する伝達体制を整備する。</p>	<p>(2) <b>避難情報</b>の発令伝達体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所）</p> <p>行財政局防災危機管理室は，地震発生後において<b>避難情報</b>が発令された場合を想定し，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。</p> <p>また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における<b>避難情報</b>の伝達体制，特に，避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者，乳幼児，傷病者，妊産婦，日本語を解することが困難な外国人等の要配慮者に対する伝達体制を整備する。</p>	
130	<p>2 広域避難場所</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局）</p> <p>○ 広域避難場所 68箇所（<b>令和2年7月1日</b>現在）</p>	<p>2 広域避難場所</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局）</p> <p>○ 広域避難場所 68箇所（<b>令和3年7月1日</b>現在）</p>	時点修正
131	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所）</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 23箇所（<b>令和2年7月1日</b>現在）</p>	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所）</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 23箇所（<b>令和3年7月1日</b>現在）</p>	時点修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
131	<p>5 指定緊急避難場所</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 <u>430</u>箇所（<u>令和2年8月1日</u>現在）</p>	<p>5 指定緊急避難場所</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 <u>436</u>箇所（<u>令和3年7月1日</u>現在）</p>	時点修正
131	<p>7 避難システムの整備</p> <p>※避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 250基（<u>令和2年7月1日</u>現在）</p> <p>○ 広域避難場所標示板 <u>164</u>基（<u>令和2年7月1日</u>現在）</p>	<p>7 避難システムの整備</p> <p>※避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 250基（<u>令和3年7月1日</u>現在）</p> <p>○ 広域避難場所標示板 164基（<u>令和3年7月1日</u>現在）</p>	時点修正
139	<p>3 広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課）） （略）</p> <p>※ 防災催物の開催（消防局）</p> <p>○ 自主防火推進者等の表彰，消防の図画・<u>ポスター</u>・<u>作文</u>募集， 展覧会等を実施 （略）</p>	<p>3 広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課）） （略）</p> <p>※ 防災催物の開催（消防局）</p> <p>○ 自主防火推進者等の表彰，消防の図画 <u>（削除）</u> 募集，展覧会 等を実施 （略）</p>	事業内容 の修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
141	<p>(4) 消防水利の確保</p> <p>ア 活用可能水利の実態把握等 (略)</p> <p>(ウ) 平常時には、消防水利として利用していない<u>下水等</u>の応急的な消防水利への利用の検討、実態の把握 (略)</p> <p>ウ 消防水利の整備</p> <p>震災時の同時多発火災や大規模火災に備え、また、これらの火災から避難住民を守るため、震災消防水利整備計画に<u>基づき、耐震型防火水槽等を整備</u>するとともに、上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り、さらには、学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。</p>	<p>(4) 消防水利の確保</p> <p>ア 活用可能水利の実態把握等 (略)</p> <p>(ウ) 平常時には、消防水利として利用していない<u>水利</u>の応急的な消防水利への利用の検討、実態の把握 (略)</p> <p>ウ 消防水利の整備</p> <p>震災時の同時多発火災や大規模火災に備え、また、これらの火災から避難住民を守るため、震災消防水利整備計画に<u>基づいて整備した耐震型防火水槽等を維持管理</u>するとともに、上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り、さらには、学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。</p>	<p>字句修正</p> <p>耐震型防火水槽等の整備完了による修正</p>
141	<p><u>※ 耐震型防火水槽等の整備 (消防局)</u> <u>震災消防水利整備計画に基づき整備 (令和2年7月1日現在)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>耐震型防火水槽 (100 m<sup>3</sup>) : 75 基</u></li> <li>○ <u>耐震型防火水槽 (40 m<sup>3</sup>) : 47 基</u></li> <li>○ <u>防火井戸の整備 : 28 基</u></li> <li>○ <u>飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 (完了) : 11 基</u></li> </ul>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>耐震型防火水槽等の整備完了による修正 (消防水利の数は同ページの表に掲載)</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
146	<p>1 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (略)</p> <p>(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局道路河川管理課）</p> <p><u>建設局建設企画課は</u>、災害発生時における市民の安全確保，被害の拡大防止，災害応急対策の円滑な実施を図るために救助・救急，医療，消火活動，避難者への緊急物資の供給等に必要な人員や物資の輸送を行うため，高速自動車道，一般国道やこれらを連絡する幹線的な道路，これらの道路と災害時の応急対策活動の拠点となる施設を連絡する道路やそれら施設を相互に連絡する道路を，緊急輸送道路（第1次～第3次）として指定し，緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。</p>	<p>1 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (略)</p> <p>(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局道路河川管理課）</p> <p><u>(削除)</u> 災害発生時における市民の安全確保，被害の拡大防止，災害応急対策の円滑な実施を図るために救助・救急，医療，消火活動，避難者への緊急物資の供給等に必要な人員や物資の輸送を行うため，高速自動車道，一般国道やこれらを連絡する幹線的な道路，これらの道路と災害時の応急対策活動の拠点となる施設を連絡する道路やそれら施設を相互に連絡する道路を，緊急輸送道路（第1次～第3次）として指定し，緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。</p>	<p>担当の修正</p>
148	<p>4 緊急通行車両の事前届出</p> <p>(1) 災害応急対策に必要な緊急通行車両（各局，区役所） (略)</p> <p>ア 警報の発表，伝達，<u>避難勧告</u>等に関する事項</p> <p>イ 消防，水防その他応急措置に関する事項</p>	<p>4 緊急通行車両の事前届出</p> <p>(1) 災害応急対策に必要な緊急通行車両（各局，区役所） (略)</p> <p>ア 警報の発表，伝達，<u>避難情報</u>等に関する事項</p> <p>イ 消防，水防その他応急措置に関する事項</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
151	<p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>福祉避難所は施設の状況確認や移送対象者の選定，受入調整等に一定期間を要すること等から<del>発災後3日目以降に開設することを基本としているため</del>，原則として公的備蓄の配備対象とならない。</p>	<p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>福祉避難所は施設の状況確認や移送対象者の選定，受入調整等に一定期間を要すること等から<del>（削除）</del>原則として公的備蓄の配備対象とならない。</p>	<p>福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの改定による修正</p>
151	<p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（<u>令和2年7月1日</u>現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルファ化米 <u>591,760食</u> <u>（追記）</u></li> <li>○ <u>お粥 110,650食</u>      ○ 補助食料 <u>276,938食</u></li> <li>○ 粉ミルク <u>2,504缶</u>      ○ 飲料水 <u>586,168本</u></li> </ul> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（<u>令和2年7月1日</u>現在） （略）</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局） （<u>令和2年7月1日</u>現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の余裕教室等を活用 <u>260箇所</u>設置</li> </ul>	<p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（<u>令和3年7月1日</u>現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルファ化米 <u>500,960食</u>      ○ <u>加水等が不要な食料 129,800食</u></li> <li>○ お粥 <u>106,500食</u>      ○ 補助食料 <u>276,938食</u></li> <li>○ 粉ミルク <u>2,504缶</u>      ○ 飲料水 <u>586,168本</u></li> </ul> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（<u>令和2年7月1日</u>現在） （略）</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局） （<u>令和3年7月1日</u>現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の余裕教室等を活用 <u>280箇所</u>設置</li> </ul>	<p>時点修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
155	※備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（ <u>令和2年7月1日</u> 現在） ○ 毛布（真空パック） <u>76,891枚</u> （略） ○ アルミシート <u>229,162枚</u> （略） ○ 仮設トイレ <u>1,092基</u> ○ 簡易トイレ <u>2,781個</u> ○ 凝固剤 <u>345,740回</u>	※備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（ <u>令和2年7月1日</u> 現在） ○ 毛布（真空パック） <u>77,041枚</u> （略） ○ アルミシート <u>228,862枚</u> （略） ○ 仮設トイレ <u>1,118基</u> ○ 簡易トイレ <u>3,215個</u> ○ 凝固剤 <u>359,140回</u>	時点修正
158	(5) 生活水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医療衛生企画課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 雨水の利用（上下水道局下水道部管理課） 雨水貯留施設に貯留されている雨水を，災害時において，防火用水や雑用水として利用を図る <u>（追記）</u>	(5) 生活水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医療衛生企画課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 雨水の利用（上下水道局下水道部管理課） 雨水貯留施設に貯留されている雨水を，災害時において，防火用水や雑用水として利用を図る <u>また，各家庭に雨水貯留タンクの設置助成を進めており，災害時には雑用水として利用する。</u>	記載場所の変更による修正 (2章25節災害予防から追記)
158	(5) 生活水の確保 ※ 災害時協力井戸登録 <u>638件</u> （行財政局）（ <u>令和2年7月1日</u> 現在） ※ 下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会）	(5) 生活水の確保 ※ 災害時協力井戸登録 <u>641件</u> （行財政局）（ <u>令和3年7月1日</u> 現在） ※ 下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会）	時点修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
162	<p>第17節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>1 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備（環境政策 <u>ごみ減量推進課</u>）</p> <p>環境政策局 <u>ごみ減量推進課</u> は，災害発生時における災害廃棄物処理実行計画，有害廃棄物保管事業所調査計画等の策定に必要な資料を得て，的確な初動体制を確立するために，災害廃棄物処理計画を随時点検，見直すとともに，災害廃棄物発生量の把握，収集運搬シミュレーション，有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。</p>	<p>第17節 災害廃棄物処理体制の整備</p> <p>1 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備（環境政策 <u>資源循環推進課</u>）</p> <p>環境政策局 <u>資源循環推進課</u> は，災害発生時における災害廃棄物処理実行計画，有害廃棄物保管事業所調査計画等の策定に必要な資料を得て，的確な初動体制を確立するために，災害廃棄物処理計画を随時点検，見直すとともに，災害廃棄物発生量の把握，収集運搬シミュレーション，有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。</p> <p>計画中「<u>ごみ減量推進課</u>」と記載している箇所を<u>資源循環推進課</u>に修正（以下，頁番号） P162, P163, P188</p>	担当の修正
164	<p>(1) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局防災危機管理室，上下水道局下水道計画課 <u>(追記)</u>）</p>	<p>(1) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局防災危機管理室，上下水道局下水道計画課，<u>建設局みどり政策推進室</u>）</p>	担当の修正
165	<p>(1) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（略）</p> <p>ア 災害用マンホールトイレ</p> <p>震災時に市街地火災が発生すると，多数の市民が長時間にわたって広域避難場所に避難することが想定され，更に広域避難場所を含めた市内</p>	<p>(1) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（略）</p> <p>ア 災害用マンホールトイレ</p> <p>震災時に市街地火災が発生すると，多数の市民が長時間にわたって広域避難場所に避難することが想定され，更に広域避難場所を含めた市内</p>	字句修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>のオープンスペースを災害応急対策活動の態様に応じて長期間、継続的、多目的に利用していくことが想定されるため、こうした災害時の応急対策の拠点となる施設において、公共下水道管に接続した配管上にトイレに転用できるマンホール（枺）を設置した災害用マンホールトイレの整備を進めていく。</p> <p>(略)</p>	<p>のオープンスペースを災害応急対策活動の態様に応じて長期間、継続的、多目的に利用していくことが想定されるため、こうした災害時の応急対策の拠点となる施設において、公共下水道管に接続した配管上にトイレに転用できるマンホール（枺）を設置した災害用マンホールトイレの整備を進めてきた。</p> <p>(略)</p>	
165	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備</p> <p>※ し尿収集体制の整備（環境政策局）</p> <p>※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局）</p> <p>○組立式仮設トイレ 431基（令和2年7月1日現在）</p> <p>※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局（追記））</p> <p>○災害用マンホールトイレの整備</p> <p>○仮設トイレ（マンホール利用型）1,092基（令和2年7月1日現在）</p> <p>※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）</p>	<p>2 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備</p> <p>※ し尿収集体制の整備（環境政策局）</p> <p>※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局）</p> <p>○組立式仮設トイレ 431基（令和3年7月1日現在）</p> <p>※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局，建設局）</p> <p>○災害用マンホールトイレの整備</p> <p>○仮設トイレ（マンホール利用型）1,171基（令和3年7月1日現在）</p> <p>※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）</p>	時点修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
168	<p>3 文化財の火災予防対策</p> <p>(1) 所有者、管理者等への火災予防指導</p> <p>オ 喫煙、たき火等を制限する区域の指定</p> <p>文化財所有対象物の建造物の付近やその内部を、喫煙、たき火等を制限する区域に指定し、<u>一般に公示するとともに、各指定区域に制札による掲示を行い</u>、出火防止を図る。</p>	<p>3 文化財の火災予防対策</p> <p>(1) 所有者、管理者等への火災予防指導</p> <p>オ 喫煙、たき火等を制限する区域の指定</p> <p>文化財所有対象物の建造物の付近やその内部を、喫煙、たき火等を制限する区域に指定して<u>一般に公示し</u>、出火防止を図る。</p>	事業内容の修正
169	<p>キ 文化財防災マスターの<u>養成</u></p> <p>文化財の近辺で仕事や活動を行っているボランティア観光ガイド等<u>に対して救急講習、防火講習及び文化財防災施設取扱訓練を行い、初期消火や応急手当ができる文化財防災マスターを養成する。</u></p>	<p>キ 文化財防災マスターの<u>知識技能の維持向上</u></p> <p>文化財の近辺で仕事や活動を行っているボランティア観光ガイド等<u>を対象に養成してきた文化財防災マスターに対し、消防訓練等のフォローアップ研修を実施し、初期消火や応急手当の知識・技能の維持・向上を図る。</u></p>	事業内容の修正
169	<p>(2) 文化財等の消防活動対策</p> <p>イ 重要<u>な</u>文化財や登録文化財等の建造物について実態把握を行い、消防活動対策上必要となる重点事項を記録し、整備する。</p>	<p>(2) 文化財等の消防活動対策</p> <p>イ 重要 <u>(削除)</u>文化財や登録文化財等の建造物について実態把握を行い、消防活動対策上必要となる重点事項を記録し、整備する。</p>	字句修正
171	<p>(1) 「避難行動要支援名簿」<u>(追記)</u>の作成（保健福祉局保健福祉総務課）</p>	<p>(1) 「避難行動要支援名簿」<u>・「個別避難計画」</u>の作成（保健福祉局保健福祉総務課）</p>	災害対策基本法の改正に伴

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区役所等関係機関に提供する。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区役所等関係機関に提供する。</p> <p><u>また、避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に個別避難計画の作成を進める。</u></p>	<p>う、市町村への個別避難計画作成の努力義務化による修正</p>
174	<p>(1) 京都府災害救助資源配分 <u>（追記）</u> 会議への出席（各局，区役所）</p>	<p>(1) 京都府災害救助資源配分 <u>連絡</u> 会議への出席（各局，区役所）</p>	<p>名称の修正</p>
182	<p>(3) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>ウ 災害時対策用端末の配備</p> <p>スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>（追記）</u> きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備</p>	<p>(3) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>ウ 災害時対策用端末の配備</p> <p>スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>上下水道局本庁舎</u>，きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備</p>	<p>時点修正</p>
183	<p>3 下水道施設，資源の防災活用</p> <p>（略）</p> <p>(3) 雨水貯留施設の利用（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>雨天時に雨水貯留施設等に貯留した雨水については，災害時において防火用水及び雑用水として利用する。</p> <p><u>また，各家庭に雨水貯留タンクの設置助成を進めており，災害時には雑用水として利用する。</u></p>	<p>3 下水道施設，資源の防災活用</p> <p>（略）</p> <p>(3) 雨水貯留施設の利用（上下水道局下水道部管理課）</p> <p>雨天時に雨水貯留施設等に貯留した雨水については，災害時において防火用水及び雑用水として利用する。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>記載場所の変更による修正</p> <p>（2章14節に移動）</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
188	2 オープンスペースデータベースの整備 (1) オープンスペースデータベースの整備（行財政局 <a href="#">資産活用推進室</a> ）	2 オープンスペースデータベースの整備 (1) オープンスペースデータベースの整備（行財政局 <a href="#">資産管理課</a> ）	担当の変更
189	(4) 緊急避難先等の整備について ア 緊急避難広場 ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 49箇所（ <a href="#">令和2年7月1日</a> 現在） イ 一時滞在施設 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <a href="#">132</a> 箇所（ <a href="#">令和2年7月1日</a> 現在） ウ 避難誘導団体 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 132箇所（ <a href="#">令和2年7月1日</a> 現在）	(4) 緊急避難先等の整備について ア 緊急避難広場 ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 49箇所（ <a href="#">令和3年7月1日</a> 現在） イ 一時滞在施設 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <a href="#">126</a> 箇所（ <a href="#">令和3年7月1日</a> 現在） ウ 避難誘導団体 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 132箇所（ <a href="#">令和3年7月1日</a> 現在）	時点修正
200	1. 2 初期活動体制を整える 1.2.1 地震情報を収集する（各部，区本部） 各部等は，地震発生の直後から， <a href="#">京都市防災危機管理情報館</a> ，防災情報システム，インターネット，テレビ，ラジオ等により地震情報を入手する。	1. 2 初期活動体制を整える 1.2.1 地震情報を収集する（各部，区本部） 各部等は，地震発生の直後から， <a href="#">京都市防災ポータルサイト</a> ，防災情報システム，インターネット，テレビ，ラジオ等により地震情報を入手する。	京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
202	<p>(本部会議の校正)</p> <table border="1" data-bbox="232 352 1084 549"> <tr> <td>本部長</td> <td>副本部長</td> <td>本 部 印</td> </tr> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>会計管理者, <u>文化芸術政策監, 危機管理監, 監察監, 観光政策監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)</td> </tr> </table>	本部長	副本部長	本 部 印	市 長	副市長	会計管理者, <u>文化芸術政策監, 危機管理監, 監察監, 観光政策監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)	<p>(本部会議の校正)</p> <table border="1" data-bbox="1142 352 1991 692"> <tr> <td>本部長</td> <td>副本部長</td> <td>本 部 印</td> </tr> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>会計管理者, <u>都市経営戦略監, 危機管理監, 産業・文化融合戦略監, 文化芸術政策監, デジタル化戦略監, 観光政策監, 木の文化・森林政策監, 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監, 監察監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)</td> </tr> </table>	本部長	副本部長	本 部 印	市 長	副市長	会計管理者, <u>都市経営戦略監, 危機管理監, 産業・文化融合戦略監, 文化芸術政策監, デジタル化戦略監, 観光政策監, 木の文化・森林政策監, 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監, 監察監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)	<p>京都市災害対策本部要綱改正による本部員の修正</p>
本部長	副本部長	本 部 印													
市 長	副市長	会計管理者, <u>文化芸術政策監, 危機管理監, 監察監, 観光政策監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)													
本部長	副本部長	本 部 印													
市 長	副市長	会計管理者, <u>都市経営戦略監, 危機管理監, 産業・文化融合戦略監, 文化芸術政策監, デジタル化戦略監, 観光政策監, 木の文化・森林政策監, 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監, 監察監,</u> 環境政策局長, 行財政局長, (略)													
203	<p>(本部会議で報告, 審議する事項)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 災害情報, 気象情報等の収集, 報告, 伝達等に関すること。</p> <p>エ 住民への<u>避難勧告</u>, 避難指示 <u>(緊急)</u>, (以下本章において「<u>避難勧告等</u>」という)に関すること。</p> <p>オ 応急対策の実施に関わる調整に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>ク 災害救助法の適用<u>要請</u>, 激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(本部会議で報告, 審議する事項)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 災害情報, 気象情報等の収集, 報告, 伝達等に関すること。</p> <p>エ 住民への<u>(削除)</u>, 避難指示, <u>緊急安全確保</u> (以下本章において「<u>避難情報</u>」という)に関すること。</p> <p>オ 応急対策の実施に関わる調整に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>ク 災害救助法の適用<u>の決定</u>, 激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>												

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
205	<p>(区本部の主な分掌事務)</p> <p>(略)</p> <p>エ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。</p> <p>オ 避難の準備、<b>勧告、指示</b>及び避難誘導に関すること。</p> <p>カ 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(区本部の主な分掌事務)</p> <p>(略)</p> <p>エ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。</p> <p>オ 避難の準備、<b>避難情報</b>及び避難誘導に関すること。</p> <p>カ 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正</p>
218	<p>(災害状況報告（逐次）の内容)</p> <p>ア 被害の状況</p> <p>イ 災害応急対策の実施状況                      応急対策の実施状況（<b>避難勧告、避難指示</b>、救助活動、応急措置                      等既に行った措置）、応急対策の実施方針、応援職員の要請その他                      要望事項、今後実施しようとする措置等</p> <p>ウ その他応急対策の実施上参考となる事項</p>	<p>(災害状況報告（逐次）の内容)</p> <p>ア 被害の状況</p> <p>イ 災害応急対策の実施状況                      応急対策の実施状況（<b>避難情報の発令</b>、救助活動、応急措置等既                      に行った措置）、応急対策の実施方針、応援職員の要請その他要望                      事項、今後実施しようとする措置等</p> <p>ウ その他応急対策の実施上参考となる事項</p>	<p>災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正</p>
222	<p>(緊急広報)</p> <p>ア <b>避難準備情報、避難勧告、避難指示</b> <u>(追記)</u></p> <p>イ その他市民の生命、安全に関わる緊急情報</p>	<p>(緊急広報)</p> <p>ア <b>高齢者等避難</b>、避難指示、<b>緊急安全確保</b></p> <p>イ その他市民の生命、安全に関わる緊急情報</p>	<p>災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
224	<p>4. 4 緊急広報を行う</p> <p>(1) 本部における緊急広報</p> <p>4.4.1 緊急速報メール，Lアラート等により情報を提供する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は，災害が発生し<u>て避難勧告等</u>の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Lアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位に必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。</p>	<p>4. 4 緊急広報を行う</p> <p>(1) 本部における緊急広報</p> <p>4.4.1 緊急速報メール，Lアラート等により情報を提供する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は，災害が発生し<u>又は発生するおそれがある場合に避難情報</u>の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Lアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位に必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。</p>	<p>災害対策基本法改正による修正</p>
225	<p>4.4.6 インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局）</p> <p>本部事務局は，京都市防災ポータルサイト<u>（京都市防災危機管理情報館）</u>に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，緊急広報を実施する。</p>	<p>4.4.6 インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局）</p> <p>本部事務局は，京都市防災ポータルサイト<u>（削除）</u>に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，緊急広報を実施する。</p>	<p>京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正</p>
227	<p>4.9.2 システムへの登録勧奨及びシステムの活用を広報する（各部，区本部）</p> <p>各部，区本部は，避難所等への避難者に対し，京都市防災ポータルサイト<u>（京都市防災危機管理情報館）</u>を通じて，グーグル(株)との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに，システムの活用を広報する。</p>	<p>4.9.2 システムへの登録勧奨及びシステムの活用を広報する（各部，区本部）</p> <p>各部，区本部は，避難所等への避難者に対し，京都市防災ポータルサイト<u>（削除）</u>を通じて，グーグル(株)との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに，システムの活用を広報する。</p>	<p>京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
228	<p>第5節 応援要請</p> <p>■ 基本方針</p> <p>大規模な震災が発生し、又は発生のおそれがある場合で、京都市と防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合には、<u>（追記）</u>国、関西広域連合、京都府、他の公共団体、民間企業、防災関係団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。</p>	<p>第5節 応援要請</p> <p>■ 基本方針</p> <p>大規模な震災が発生し、又は発生のおそれがある場合で、京都市と防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合には、<u>京都市災害時受援マニュアルを活用し、</u>国、関西広域連合、京都府、他の公共団体、民間企業、防災関係団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。</p>	<p>京都市災害時受援マニュアルの追記</p>
229	<p>5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長）</p> <p>本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、「<u>被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱</u>」，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。</p>	<p>5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長）</p> <p>本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、「<u>応急対策職員派遣制度に関する要綱</u>」，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。</p>	<p>要綱の変更による修正</p>
235	<p>第6節 避難応急対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p><u>避難勧告等</u>の伝達や避難誘導は、迅速かつ的確に行わなければならない、京都市、防災関係機関、自主防災組織、自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は、高齢者、障害のある方などの安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて地域の集合場所、広域避難場所等を利用した多段階避難を行う。</p>	<p>第6節 避難応急対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>（略）</p> <p><u>避難情報</u>の伝達や避難誘導は、迅速かつ的確に行わなければならない、京都市、防災関係機関、自主防災組織、自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は、高齢者、障害のある方などの安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて地域の集合場所、広域避難場所等を利用した多段階避難を行う。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																										
235	<p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="208 376 1084 887"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6.1 避難勧告等を発令する</td> <td>本部長, 区本部長等実施責任者</td> <td>6, 1, 1 避難勧告等を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防部区災害対策本部班, 警察機関</td> <td>6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する</td> </tr> <tr> <td>区本部長</td> <td>6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)</td> </tr> <tr> <td>6.2 避難勧告等を伝達する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.1 避難勧告等を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難勧告等を発令する	消防部区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する	本部長	6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)	6.2 避難勧告等を伝達する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 376 1991 887"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6.1 避難情報を発令する</td> <td>本部長, 区本部長等実施責任者</td> <td>6, 1, 1 避難情報を発令する</td> </tr> <tr> <td>消防部区災害対策本部班, 警察機関</td> <td>6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する</td> </tr> <tr> <td>区本部長</td> <td>6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)</td> </tr> <tr> <td>6.2 避難情報を伝達する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.1 避難情報を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難情報を発令する	消防部区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する	本部長	6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)	6.2 避難情報を伝達する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
6.1 避難勧告等を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難勧告等を発令する																																											
	消防部区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する																																											
	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する																																											
	本部長	6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)																																											
6.2 避難勧告等を伝達する	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
6.1 避難情報を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難情報を発令する																																											
	消防部区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する																																											
	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する																																											
	本部長	6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)																																											
6.2 避難情報を伝達する	(略)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
236	<p>6. 1 避難勧告等を発令する</p> <p>6.1.1 避難勧告等を発令する(本部長, 区本部長等実施責任者)</p> <p>本部長(市長), その補助執行機関としての区本部長, 消防部長若しくは消防署長又は警察官(以下「本部長等」という。)が, 災害の状況により, 次のとおり避難勧告等を発令する。</p> <p>ア 本部長等は, 火災等の災害が拡大し, 又は拡大のおそれがある場合で, 広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合, 避難勧告等を発令する。</p> <p>イ 区本部長は, 管轄区域内において火災等の災害が拡大し, 又は拡大のおそれが急迫し, 緊急に地域住民を避難させる必要がある</p>	<p>6. 1 避難情報を発令する</p> <p>6.1.1 避難情報を発令する(本部長, 区本部長等実施責任者)</p> <p>本部長(市長), その補助執行機関としての区本部長, 消防部長若しくは消防署長又は警察官(以下「本部長等」という。)が, 災害の状況により, 次のとおり避難情報を発令する。</p> <p>ア 本部長等は, 火災等の災害が拡大し, 又は拡大のおそれがある場合で, 広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合, 避難情報を発令する。</p> <p>イ 区本部長は, 管轄区域内において火災等の災害が拡大し, 又は拡大のおそれが急迫し, 緊急に地域住民を避難させる必要がある</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>																																										

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>と認めた場合、消防署長、警察署長と協議して<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>ウ 災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長による<u>避難勧告等</u>の発令を待ついとまがないときは、消防署長は<u>避難勧告等</u>の発令を、警察官は避難指示（<u>緊急</u>）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき、災害により危害を受けるおそれのある者を避難させることをいう。）を行う。</p> <p>エ <u>避難勧告</u>は、次の状況を基準として発令する。</p>	<p>と認めた場合、消防署長、警察署長と協議して<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>ウ 災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長による<u>避難情報</u>の発令を待ついとまがないときは、消防署長は<u>避難情報</u>の発令を、警察官は避難指示（<u>削除</u>）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき、災害により危害を受けるおそれのある者を避難させることをいう。）を行う。</p> <p>エ <u>避難情報</u>は、次の状況を基準として発令する。</p>	
236	<p>6.1.2 区本部長に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班、警察機関）</p> <p>消防署長（消防部区災害対策本部班）又は警察官が<u>避難勧告等</u>の発令等を行った場合は、消防署長、警察署長は直ちに区本部長に報告する。</p> <p>6.1.3 本部長に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（区本部長）</p> <p>ア 区本部長は、管轄区域内において<u>避難勧告・指示</u>を発令した場合は、直ちに本部長に報告する。</p> <p>イ 区本部長は、消防署長、警察署長から<u>避難勧告等</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は、直ちに本部長に連絡する。</p> <p>6.1.4 府知事に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（本部長）</p> <p>本部長は、<u>避難勧告等</u>を発令した場合や、区本部長から<u>避難勧告等</u>を発令し、又は消防署長、警察官が<u>避難勧告等</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は、直ちに京都府知事に報告する。</p>	<p>6.1.2 区本部長に<u>避難情報</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班、警察機関）</p> <p>消防署長（消防部区災害対策本部班）又は警察官が<u>避難情報</u>の発令等を行った場合は、消防署長、警察署長は直ちに区本部長に報告する。</p> <p>6.1.3 本部長に<u>避難情報</u>の発令等を報告する（区本部長）</p> <p>ア 区本部長は、管轄区域内において<u>避難情報</u>を発令した場合は、直ちに本部長に報告する。</p> <p>イ 区本部長は、消防署長、警察署長から<u>避難情報</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は、直ちに本部長に連絡する。</p> <p>6.1.4 府知事に<u>避難情報</u>の発令等を報告する（本部長）</p> <p>本部長は、<u>避難情報</u>を発令した場合や、区本部長から<u>避難情報</u>を発令し、又は消防署長、警察官が<u>避難情報</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は、直ちに京都府知事に報告する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p>(参考) <b>避難勧告等</b>の解除（本部長）</p> <p>本部長は、<b>避難勧告等</b>を発令した後、避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。</p> <p>なお、その方法は、「6.2 <b>避難勧告等</b>を伝達する」に準じる。</p>	<p>(参考) <b>避難情報</b>の解除（本部長）</p> <p>本部長は、<b>避難情報</b>を発令した後、避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。</p> <p>なお、その方法は、「6.2 <b>避難情報</b>を伝達する」に準じる。</p>	
237	<p>6. 2 <b>避難勧告等</b>を伝達する</p> <p>本部長等が<b>避難勧告等</b>を行う場合は、あらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。</p> <p>6.2.1 多様な手段により伝達する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、緊急速報メール（エリアメール）、京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス、Lアラート（災害情報共有システム）、民間の多メディア一斉送信システム、避難情報伝達システム及び避難情報案内システム等の多様な手段により、<b>避難勧告等</b>の発令対象となる地域の住民、自主防災組織等に対して、<b>避難勧告等</b>の発令を伝達する。</p> <p>6.2.2 報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して、協定に基づき、発令した<b>避難勧告等</b>の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は、自主的な判断により、<b>避難勧告等</b>の伝達に協力する）。</p>	<p>6. 2 <b>避難情報</b>を伝達する</p> <p>本部長等が<b>避難情報</b>を行う場合は、あらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。</p> <p>6.2.1 多様な手段により伝達する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、緊急速報メール（エリアメール）、京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス、Lアラート（災害情報共有システム）、民間の多メディア一斉送信システム、避難情報伝達システム及び避難情報案内システム等の多様な手段により、<b>避難情報</b>の発令対象となる地域の住民、自主防災組織等に対して、<b>避難情報</b>の発令を伝達する。</p> <p>6.2.2 報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して、協定に基づき、発令した<b>避難情報</b>の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は、自主的な判断により、<b>避難情報</b>の伝達に協力する）。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
237	<p>(<u>避難勧告等</u>を行う場合の伝達内容)</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>の発令者                      イ <u>避難勧告等</u>の発令理由（危険性を含む）                      ウ 避難を要する地域                      エ 避難場所の指定                      オ 避難経路（必要がある場合）                      カ 注意事項（火災・盗難の予防，携行品，服装等）</p>	<p>(<u>避難情報</u>を行う場合の伝達内容)</p> <p>ア <u>避難情報</u>の発令者                      イ <u>避難情報</u>の発令理由（危険性を含む）                      ウ 避難を要する地域                      エ 避難場所の指定                      オ 避難経路（必要がある場合）                      カ 注意事項（火災・盗難の予防，携行品，服装等）</p>	<p>災害対策                      基本法改                      正に伴う                      避難情報                      の変更によ                      る修正</p>
237	<p>6.2.3 広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部，消防部支援班（消防署），警察署）                      区本部，消防部支援班（消防署），警察署は，広報車等により，関係地区を巡回して<u>避難勧告等</u>の発令を伝達する。</p> <p>6.2.4 電話等により伝達する（区本部，消防部予防調査班（消防署））                      区本部，消防部予防調査班（消防署）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により<u>避難勧告等</u>を伝達する。</p> <p>6.2.5 あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織，自治会等）                      自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難勧告等</u>の内容を住民等に伝達する。</p>	<p>6.2.3 広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部，消防部支援班（消防署），警察署）                      区本部，消防部支援班（消防署），警察署は，広報車等により，関係地区を巡回して<u>避難情報</u>の発令を伝達する。</p> <p>6.2.4 電話等により伝達する（区本部，消防部予防調査班（消防署））                      区本部，消防部予防調査班（消防署）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により<u>避難情報</u>を伝達する。</p> <p>6.2.5 あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織，自治会等）                      自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難情報</u>の内容を住民等に伝達する。</p>	<p>災害対策                      基本法改                      正に伴う                      避難情報                      の変更によ                      る修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
238	<p>(<u>避難勧告等</u>の伝達系統)</p> <p>本部長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略)</p> <p>区本部長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略)</p> <p>消防署長，警察署長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略)</p>	<p>(<u>避難情報</u>の伝達系統)</p> <p>本部長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略)</p> <p>区本部長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略)</p> <p>消防署長，警察署長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略)</p>	<p>災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正</p>
239	<p>6.3.4 目的上必要な区域を定め，ロープ等によりこれを明示する（本部長，区本部長等実施責任者（<u>追記</u>））</p> <p>本部長等は，警戒区域を設定するときは，その目的上必要な区域を定めて，ロープ等によりこれを明示する。</p>	<p>6.3.4 目的上必要な区域を定め，ロープ等によりこれを明示する（本部長，区本部長等実施責任者，<u>消防部警防班（消防署）</u>）</p> <p>本部長等は，警戒区域を設定するときは，その目的上必要な区域を定めて，ロープ等によりこれを明示する。</p>	<p>担当の修正</p>
239	<p>(避難開始の時期)</p> <p>ア 本部長，区本部長，消防署長，警察署長名等により，京都市職員，消防吏員，消防団員，警察官等から<u>避難勧告等</u>が伝達されたとき。</p> <p>イ <u>避難勧告等</u>が，テレビ，ラジオ等の報道機関を通じて伝達されたとき。</p> <p>ウ テレビ，ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断して，隣近所の人々と避難することで意見がまとまったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(避難開始の時期)</p> <p>ア 本部長，区本部長，消防署長，警察署長名等により，京都市職員，消防吏員，消防団員，警察官等から<u>避難情報</u>が伝達されたとき。</p> <p>イ <u>避難情報</u>が，テレビ，ラジオ等の報道機関を通じて伝達されたとき。</p> <p>ウ テレビ，ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断して，隣近所の人々と避難することで意見がまとまったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
242	<p>第7節 避難所の開設・運営</p> <p>■ 基本方針</p> <p>家屋の倒壊、焼失等により住家を失った被災者や、災害による<u>避難勧告等</u>の対象となる住民等は、速やかに避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）を開設し、受け入れる。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、避難所に指定している施設の管理者と自治会、社会福祉協議会、自主防災会等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、区本部と関係者が連携して運営に当たる。</p>	<p>第7節 避難所の開設・運営</p> <p>■ 基本方針</p> <p>家屋の倒壊、焼失等により住家を失った被災者や、災害による<u>避難情報</u>の対象となる住民等は、速やかに避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）を開設し、受け入れる。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、避難所に指定している施設の管理者と自治会、社会福祉協議会、自主防災会等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、区本部と関係者が連携して運営に当たる。</p>	<p>災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の 変更による修正</p>
245	<p>（区本部長による避難所の開設基準）</p> <p>（略）</p> <p>ウ 収容対象者</p> <p>（ア） 住居が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>（イ） ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者</p> <p>（ウ） <u>避難勧告</u>が発せられる等により緊急避難の必要がある者</p> <p>（エ） 交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者</p> <p>エ 開設期間</p> <p>（略）</p>	<p>（区本部長による避難所の開設基準）</p> <p>（略）</p> <p>ウ 収容対象者</p> <p>（ア） 住居が被害を受け、居住の場を失った者</p> <p>（イ） ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者</p> <p>（ウ） <u>避難情報</u>が発せられる等により緊急避難の必要がある者</p> <p>（エ） 交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者</p> <p>エ 開設期間</p> <p>（略）</p>	<p>災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の 変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
254	<p>第8節 消防活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="208 400 1055 887"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.1 震災警防態勢を発令する</td> <td>消防部長</td> <td> <u>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する</u>  <u>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する</u>  <u>8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する</u>  <u>8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	8.1 震災警防態勢を発令する	消防部長	<u>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第8節 消防活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 400 1962 887"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.1 震災警防態勢を発令する</td> <td>消防部長</td> <td> <del>(削除)</del>  <u>8.1.1 第1号震災警防態勢を発令する</u>  <u>8.1.2 第2号震災警防態勢を発令する</u>  <u>8.1.3 第3号震災警防態勢を発令する</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	8.1 震災警防態勢を発令する	消防部長	<del>(削除)</del> <u>8.1.1 第1号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.2 第2号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.3 第3号震災警防態勢を発令する</u>	(略)	(略)	(略)	<p>震災警防態勢の発令基準を見直しによる修正</p>
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
8.1 震災警防態勢を発令する	消防部長	<u>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する</u>																			
(略)	(略)	(略)																			
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
8.1 震災警防態勢を発令する	消防部長	<del>(削除)</del> <u>8.1.1 第1号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.2 第2号震災警防態勢を発令する</u> <u>8.1.3 第3号震災警防態勢を発令する</u>																			
(略)	(略)	(略)																			
254	<p>8.1 震災警防態勢を発令する</p> <p><u>8.1.1 初動震災警防態勢を発令する（消防部長）</u>  <u>消防部長（局本部長）（消防部通信指令班（作戦担当））は、市域に震度4の地震が発生した旨の気象庁発表があったときは、初動震災警防態勢を発令する。</u></p> <p><u>8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する（消防部長）</u>  <u>消防部長（消防部通信指令班（作戦担当））は、初動震災警防態勢時に震災が発生し、第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めるときは、第1号震災警防態勢を発令する。</u></p>	<p>8.1 震災警防態勢を発令する</p> <p><del>(削除)</del></p> <p><u>8.1.1 第1号震災警防態勢を発令する（消防部長）</u>  <u>消防部長（消防部通信指令班（作戦担当））は、市内に震度4の地震が発生し、第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めるときは、第1号震災警防態勢を発令する。</u></p>	<p>震災警防態勢の発令基準を見直しによる修正</p>																		

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>8.1.3</u> 第2号震災警防態勢を発令する（消防部長）                      消防部長（消防部通信指令班（作戦担当））は、<u>初動震災警防態勢又は第1号震災警防態勢時において震災が発生し、第2号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときは、第2号震災警防態勢を発令する。</u></p> <p><u>8.1.4</u> 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長）                      消防部長（消防部調整班）は、以下の基準に該当する場合は、第3号震災警防態勢を発令する。  <u>ア 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき。</u>  <u>イ 初動震災警防態勢又は第1号震災警防態勢時において震災が発生し、第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めるとき。</u></p>	<p><u>8.1.2</u> 第2号震災警防態勢を発令する（消防部長）                      消防部長（消防部通信指令班（作戦担当））は、<u>市内に震度5弱又は5強の地震が発生したときは、第2号震災警防態勢を発令する。</u></p> <p><u>8.1.3</u> 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長）                      消防部長（消防部調整班）は、以下の基準に該当する場合は、第3号震災警防態勢を発令する。  <u>ア 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。</u>  <u>イ 第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢において、第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めるとき。</u></p>	
275	<p>11.2.1 道路の被害状況等を調査する  <u>警察署長、高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）</u>                      は、災害の発生を認知した場合は、道路の被害状況等を調査する。</p>	<p>11.2.1 道路の被害状況等を調査する  <u>警察</u>は、災害の発生を認知した場合は、道路の被害状況等を調査する。</p>	担当の修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
275	<p>11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する</p> <p><u>警察署長等</u>は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路指定予定路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。</p>	<p>11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する</p> <p><u>警察</u>は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路指定予定路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。</p>	<p>担当の修正</p>
275	<p>11.2.3 京都府公安委員会から緊急交通路の指定を受け、災害対策基本法に基づく交通規制を行う</p> <p><u>警察本部長</u>は、被災地やその周辺における被災状況等を勘案のうえ、速やかに緊急交通路（区域又は区間を含む。以下同じ。）を指定し、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「<u>災対法交通規制</u>」という。）を実施する。</p>	<p>11.2.3 京都府公安委員会から緊急交通路の指定を受け、災害対策基本法に基づく交通規制を行う</p> <p><u>京都府公安委員会</u>は、被災地やその周辺における被災状況等を勘案のうえ、速やかに緊急交通路（区域又は区間を含む。以下同じ。）を指定し、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「<u>災対法交通規制</u>」という。）を実施する。</p>	<p>担当の修正</p>
275	<p>（災害対策交通規制（交通量が少ない場合））</p> <p>規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。</p> <p>ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。</p> <p>イ 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。</p> <p><u>ウ 車両を用いて避難することが予想されるので、車両による避難は絶対にやめさせる。</u></p>	<p>（災害対策交通規制（交通量が少ない場合））</p> <p>規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。</p> <p>ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。</p> <p>イ 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>避難方法の変更による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
275	<p>(標示の設置)</p> <p>ア 災害対策基本法・・・標示を設置して行う。<u>う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。</u></p> <p><u>イ</u> 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、<u>警察本部や警察署</u>にあらかじめ備え付けておく。</p>	<p>(標示の設置)</p> <p>ア 災害対策基本法・・・標示を設置して行う。</p> <p><u>イ</u> <u>う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。</u></p> <p><u>ウ</u> 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、<u>警察施設</u>にあらかじめ備え付けておく。</p>	<p>表記修正及び施設の修正</p>
276	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする</p> <p><u>警察本部長</u>は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p>	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする</p> <p><u>警察</u>は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p>	<p>担当の修正</p>
276	<p>11.2.6 道路交通法に基づく交通規制実施をする</p> <p><u>警察署長等</u>は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を実施する。</p>	<p>11.2.6 道路交通法に基づく交通規制実施をする</p> <p><u>警察</u>は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を実施する。</p>	<p>担当の修正</p>
276	<p>11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する</p> <p>交通情報板、広報車、<u>交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊、警察署</u>のパトカーなどにより交通情報を広報する。</p>	<p>11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する</p> <p>交通情報板、広報車、<u>(削除)</u>パトカーなどにより交通情報を広報する。</p>	<p>担当の修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																
286	<p>14.4 応急給水の広報活動を実施する (略)</p> <p>14.4.5 広報車による広報を行う（上下水道部<u>総務班（追記）</u>） 上下水道部総務班は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。</p>	<p>14.4 応急給水の広報活動を実施する (略)</p> <p>14.4.5 広報車による広報を行う（上下水道部<u>（総務班，業務班）</u>） 上下水道部総務班は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。</p>	担当の修正																																
290	<p>第15節 保健衛生活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="208 691 1055 1230"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">15.2 「食の安心安全対策」の実施</td> <td>保健福祉部 衛生班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部 <u>衛生班</u>，区本部</td> <td>15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)	区本部	(略)	保健福祉部 <u>衛生班</u> ，区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理	(略)	(略)	(略)	<p>第15節 保健衛生活動</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 691 1962 1230"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">15.2 「食の安心安全対策」の実施</td> <td>保健福祉部 衛生班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部 <u>（衛生班，保健班）</u>，区本部</td> <td>15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)	区本部	(略)	保健福祉部 <u>（衛生班，保健班）</u> ，区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理	(略)	(略)	(略)	担当の修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)																																	
	区本部	(略)																																	
	保健福祉部 <u>衛生班</u> ，区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理																																	
(略)	(略)	(略)																																	
応急対策項目	担当	分 担 内 容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)																																	
	区本部	(略)																																	
	保健福祉部 <u>（衛生班，保健班）</u> ，区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理																																	
(略)	(略)	(略)																																	

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
292	<p>15.2 「食の安心安全対策」の実施 (略)</p> <p>15.2.7 栄養・食生活の支援を行う（保健福祉部衛生班，区本部） 保健福祉部<u>衛生班</u>，区本部は，水や食料品の供給状況の把握とともに，特別用途食品やアレルギー対応食品等の調達・調整を行う。また，避難所における食事の工夫や配給食材の調達の工夫を行うとともに，要配慮者への対応を行う。</p>	<p>15.2 「食の安心安全対策」の実施 (略)</p> <p>15.2.7 栄養・食生活の支援を行う（保健福祉部<u>(衛生班, 保健班)</u>区本部） 保健福祉部<u>(衛生班, 保健班)</u>，区本部は，水や食料品の供給状況の把握とともに，特別用途食品やアレルギー対応食品等の調達・調整を行う。また，避難所における食事の工夫や配給食材の調達の工夫を行うとともに，要配慮者への対応を行う。</p>	担当の修正
308	<p>17.8.5 建築物の解体に際し，PCBやアスベストの飛散・ばく露による環境汚染を防止する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，PCB使用電気機器を保有する建築物や<u>アスベストを吹き付け施工された</u>建築物の解体に際しては，「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン，マニュアル等を活用し，適切な処理の実施に向けた指導を行う。</p>	<p>17.8.5 建築物の解体に際し，PCBやアスベストの飛散・ばく露による環境汚染を防止する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は，PCB使用電気機器を保有する建築物や<u>アスベストが使用された</u>建築物の解体に際しては，「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン，マニュアル等を活用し，適切な処理の実施に向けた指導を行う。</p>	大気汚染防止法の改正による修正
336	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は，京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し，又は該当すると見込まれる場合 <u>(追記)</u> は，<u>(追記)</u> 同法の適用を決定し，必要な救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は，京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し，又は該当すると見込まれる場合，<u>若しくは</u>，<u>災害が発生するおそれがある段階において国が災害対策本部を設置し，「被災するおそれがある都道府県」として京都府が告示され，京都市において早期避難の実施等の必要がある場合</u>，同法の適用を決定し，必要な救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	災害救助法の一部改正による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																
336	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="208 400 1055 1369"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">23.1 <u>被害の認定を行う</u></td> <td>区本部, 消防部予防調査班</td> <td>(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	23.1 <u>被害の認定を行う</u>	区本部, 消防部予防調査班	(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u>	<p>23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 400 1962 1369"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u></td> <td>区本部, 消防部予防調査班</td> <td>(1) 原則 <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u></td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u>	区本部, 消防部予防調査班	(1) 原則 <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u>	<p>災害救助法の一部改正による修正</p>
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
23.1 <u>被害の認定を行う</u>	区本部, 消防部予防調査班	(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する																	
	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u>																	
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u>	区本部, 消防部予防調査班	(1) 原則 <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する																	
	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u>																	

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由			
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1111 300 1319 639"></td> <td data-bbox="1319 300 1532 639">本部事務局</td> <td data-bbox="1532 300 1962 639"> <u>(3) 災害が発生するおそれがあるとき（災害救助法第2条第2項）</u>  <u>23.1.7 災害救助法適用を判断する</u>  <u>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する</u> </td> </tr> </table>		本部事務局	<u>(3) 災害が発生するおそれがあるとき（災害救助法第2条第2項）</u> <u>23.1.7 災害救助法適用を判断する</u> <u>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する</u>	
	本部事務局	<u>(3) 災害が発生するおそれがあるとき（災害救助法第2条第2項）</u> <u>23.1.7 災害救助法適用を判断する</u> <u>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する</u>				
336	23.1 <u>被害の認定を行う</u> (1) 原則 <u>(追記)</u>	23.1 <u>災害救助法の適用を判断する</u> (1) 原則 <u>(災害救助法第2条第1項)</u>	災害救助法の一部改正による修正			
	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用 <u>(追記)</u> 見込みを判断する（本部事務局）	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第2条第1項)</u> 23.1.5 災害救助法適用 <u>(法第2条第1項)</u> 見込みを判断する（本部事務局）	災害救助法の一部改正による修正			
338	23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> （本部事務局） <u>本部事務局は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。</u>  <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> （本部事務局） <u>本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。</u>	23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> （本部事務局） <u>本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。</u>  <u>(3) 災害が発生するおそれがあるとき（災害救助法第2条第2項）</u> 23.1.7 <u>災害救助法適用を判断する</u> （本部事務局） <u>災害が発生するおそれがある段階に、国の災害対策本部におい</u>	災害救助法の一部改正による修正			

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>て、「被災するおそれのある都道府県」として京都府が告示されたとき、本部事務局は、早期避難の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助が必要かどうか判断する。</u></p> <p><u>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する（本部事務局）</u>  <u>本部事務局は、避難に関する情報を内閣府に報告する。</u></p>	
338	<p>23.3 災害救助を実施する</p> <p>23.3.1 災害救助を実施する（各部，区本部）</p> <p>各部，区本部は，京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度，方法及び期間の範囲内で救助を実施する。同範囲内での救助が困難な特別の事情があるときは，本部事務局に協議する。京都府下において，本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では，京都府災害救助資源配分計画に基づき，京都府の連絡調整の下，救助を実施する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>23.3 災害救助を実施する</p> <p>23.3.1 災害救助を実施する（各部，区本部）</p> <p>各部，区本部は，京都市災害救助法施行細則第2条に規定する救助の程度，方法及び期間の範囲内で救助を実施する。同範囲内での救助が困難な特別の事情があるときは，本部事務局に協議する。京都府下において，本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では，京都府災害救助資源配分計画に基づき，京都府の連絡調整の下，救助を実施する。</p> <p><u>なお，災害が発生するおそれがある段階での救助については，避難所の設置及び要配慮者の避難のための輸送に限られる。また，実際に災害が発生しない場合は，災害の発生のおそれがなくなったとして，災害救助法第2条第2項の適用を終了し，実際に災害が発生した場合には，災害救助法第2条第2項の適用終了と同時に，災害救助法第2条第1項の適用を決定する。</u></p>	<p>災害救助法の一部改正による修正</p>

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

防1-2

頁	現 行	修 正 案	修正理由																												
379	<p>(調整チームの構成)</p> <table border="1" data-bbox="208 352 1084 683"> <tr> <td colspan="2">事務局</td> <td>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">用途別</td> <td>緊急対策用</td> <td>保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>避難対策用</td> <td>区本部, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>応急・<u>復旧用</u></td> <td>文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興対策用</td> <td>環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興拠点用</td> <td>都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> </table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等	応急・ <u>復旧用</u>	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	<p>(調整チームの構成)</p> <table border="1" data-bbox="1115 352 1991 683"> <tr> <td colspan="2">事務局</td> <td>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">用途別</td> <td>緊急対策用</td> <td>保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>避難対策用</td> <td>区本部, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>応急・<u>復旧対策用</u></td> <td>文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興対策用</td> <td>環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> <tr> <td>復興拠点用</td> <td>都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td> </tr> </table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等	応急・ <u>復旧対策用</u>	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	用途名の修正
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等																													
	応急・ <u>復旧用</u>	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部総務班, 関係部, 関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等																													
	応急・ <u>復旧対策用</u>	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
344	<p>25-1.1.5 危険予防措置<u>する</u></p> <p>電力需要の実態に鑑み, 災害時においても, 原則として, 供給を継続するが, 警察, 消防機関等から要請があった場合等には, 送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	<p>25-1.1.5 危険予防措置<u>を行う</u></p> <p>電力需要の実態に鑑み, 災害時においても, 原則として, 供給を継続するが, 警察, 消防機関等から要請があった場合等には, 送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	字句修正																												
344	<p>25-1.2.3 復旧資材を確保する</p> <p>予備品, 貯蔵品等の在庫量を確認し, 調達を必要とする資材は, 現地調達, 他支社間の流用, 他電力会社等からの融通により, 可及的速やかに確保する。輸送については<u>請負会社</u>の車両, 舟艇, ヘリコプター等により行う。</p>	<p>25-1.2.3 復旧資材を確保する</p> <p>予備品, 貯蔵品等の在庫量を確認し, 調達を必要とする資材は, 現地調達, 他支社間の流用, 他電力会社等からの融通により, 可及的速やかに確保する。輸送については<u>協力会社</u>の車両, 舟艇, ヘリコプター等により行う。</p>	字句修正																												